

○八王子市男女共同参画施策推進会議開催要綱

(趣旨)

第1条 八王子市における男女共同参画に関する総合的な施策の推進について、外部の視点からの意見又は助言を求めため、八王子市男女共同参画施策推進会議（以下「会議」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見を求める事項)

第2条 会議において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 「男女が共に生きるまち八王子プラン」の策定及び見直しに関する事項
- (2) 「男女が共に生きるまち八王子プラン」の進捗状況の評価に関する事項
- (3) 前項に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認められる事項

(参加者)

第3条 会議の参加者は、地域、労政、教育などの学識を有する者7名、及び公募等による市民2名、合計9名をもって構成する。

(会議への参加の期間)

第4条 会議への参加を依頼する期間は、最初の依頼から2年以内とする。

(座長)

第5条 会議に座長を置き、座長は会議を進行する。

(意見の聴取等)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、参加者以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、市民活動推進部男女共同参画課において行う。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 16 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。